

## 第 2 回会議等における確認事項・指摘事項について

## 〇いじめ防止のための啓発について（誰に、何を、どのように伝えていくか）

	確認・指摘事項（要旨）	関係局の考え方
1 啓発の内容	<p><b>【児童生徒の理解の促進】</b> いじめに関する理解に、児童生徒間でも教員間でも差がある。「いじめとは、受けた側が苦痛を感じているものであること」「いじめが許容される場合はないこと」を伝えていく必要がある。</p>	<p>教員については、教育委員会における専門の研修や職種別、職階別の研修などでいじめに関する理解の促進を図っている。また、各学校では、全教職員に配布している「見て分かるいじめ防止マニュアル」を使った校内研修を行い、啓発に努めており、こうした学校の取組状況については、教育委員会内に設置した「いじめ不登校対応支援チーム」による訪問の際に確認するなどしている。</p> <p>児童生徒に対しては、授業や学級活動などの全体指導の中で、いじめの定義について理解させるようにするとともに、個別の事案対応において、自らの行動を振り返らせ反省させる中で、いじめに関する理解を深めさせる指導を行っている。</p>
2	<p><b>【事案発生時の対応の案内】</b> 重大事態を防ぐためには、学校に相談しても解決されなかった場合にどこに相談すれば、どう助けられるかの周知が必要。児童生徒に対する具体的な案内方法について示されたい（配布プリント等）。</p>	<p>相談窓口の一覧等を掲示したリーフレット「いじめ防止『学校・家庭・地域連携シート』」を、児童生徒を通して全家庭に配布し、相談場所を案内している。また、24時間いじめ相談専用電話のカードを全市立学校の児童生徒へ配布し直接相談窓口を案内している。</p>
3	<p><b>【加害側を意識した啓発】</b> 加害意識がなくても「いじめ」に該当する例があること、そう指摘された場合の対応など周知していく必要があるが、そうした活動の有無について示されたい。</p>	<p>各学校では、児童生徒に対して、全体指導の中でいじめの定義について理解させている。また、個別の事案対応の中で、加害意識のない児童生徒に対しては、自らの行為を振り返らせ、被害者の苦しみを考えさせるとともにその責任を気付かせるようにしている。その上で、自分が取るべき行動を考えさせ、今後の生活に結び付けていく指導を行うとともに経過観察を丁寧に行っている。</p>
4 啓発の対象	<p><b>【全児童生徒への啓発】</b> サミットやリーダー研修のような一部の児童生徒が参加するもの以外に、全児童生徒に対する啓発を市教委・市として行っているものがあるか示されたい。</p>	<p>「いじめ防止『きずな』宣言シート」を全児童生徒に配布し、個人目標を記入し、振り返りながらいじめ防止の意識付けをしている。</p> <p>また、「いじめストップリーダー研修」におけるいじめ防止のメッセージをDVDとして各校に配布し、DVDを活用した話し合いやグループ討議を展開するなど、サミットやリーダー研修の活動内容が各学校における児童生徒の主体的な取組みにつながるよう努めている。</p>

5	<p><b>【保護者・地域への啓発】</b></p> <p>保護者や地域住民の「いじめ」に関する共通理解が必要であり、下記について示されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校・家庭・地域連携シート」の実際の活用方法</li> <li>・「いじめが許容される場合はないこと」や「つらい思いをしている場合の対処法」等を、保護者・地域にどのように伝えているのか</li> </ul>	<p>「いじめ防止『学校・家庭・地域連携シート』」を、全家庭以外にも地域ぐるみ生活指導連絡協議会等の地域の関係諸団体へも配布し、いじめについて共通理解を図るようにしている。連携シートには、いじめ防止対策推進法の定義を掲載し、いじめの定義や保護者の責務等を再確認していただくとともに、学校、家庭、地域がいじめにいち早く気づき、早期解決を図るためにできることを提示している。</p> <p>また、各学校では、PTA総会や学年懇談、学校便りを活用し、いじめ防止等の取組みを説明するとともに、各学校ホームページ上に「いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域の方々に対して、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を示している。</p>
---	--	--

### ○いじめ事案発生時における対応について

	確認・指摘事項（要旨）	関係局の考え方
6	<p><b>【事案対応の基本スタンス】</b></p> <p>いじめ、体罰等を探知したときの対応原則（具体的な作業手順）を示されたい。</p>	<p>「見て分かるいじめ防止マニュアル（平成26年度作成）」を全教職員へ配布している。その中でいじめへの対応として、①認知した教職員が速やかに管理職へ報告し、情報を一元化しながら校内方針を検討する②事実が確定していない段階でも家庭訪問等により知り得た情報を保護者へ連絡するとともに、学校の対応プランを説明する③関係児童生徒に対して個別に、そして丁寧に事実の確認をする④聞き取った内容をもとに事実の確認をする⑤指導方針も含め、保護者へ説明する⑥関係修復が図られた後も、継続して支援・指導するという流れを提示している。</p> <p>体罰の場合の一般的な処理の流れは、①関係する教職員及び児童生徒などからの事実確認。②被害児童生徒及び保護者に対する状況の説明、謝罪。③必要に応じて被害児童生徒の心のケア、校内の指導体制を見直し。④事故報告書及び関係教職員の顛末書等を教育委員会に提出（状況によっては、随時、教育委員会に途中経過を報告）。⑤教育委員会による事故報告書等の内容の精査、関係当該教職員からの事情聴取。⑥仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会において懲戒処分等について審議。⑦賞罰審査委員会の答申を受けて、教育長が当該教職員の処遇を決定、となる。</p> <p>虐待を発見したときや虐待が疑われる場合には、学校は速やかに児童相談所や区保健福祉センターへ通告（連絡）する。また、けがを負っている場合、「家に帰りたくない」などと話している場合、性被</p>

		害を受けている危険性がある場合などは、子どもを学校に留め置き、安全を確保し、関係機関と連携しその後の対応を進める。
7	<b>【子供側からのSSW等の活用】</b> SSWやSC等は、学校側が積極的に対応してくれない場合、子供側からの活用は困難ではないか。SSWやSC等を、児童生徒側から積極的に活用することの可否と、可能な場合の手続について示されたい。	SCについては、これまでも学校が繋ぐだけでなく、子どもや保護者から直接面談を受けている。また、SCが子どもにとって身近な存在になるよう、学級などで子どもたちと自由に触れ合ったり、心理教育を教員と連携して実践するなど取り組んでおり、児童生徒がSCに相談しやすい関係づくりをすすめている。 SSWについては、学校が子どもや家庭の状況を把握し、市教委に対応を依頼するケースや、学校訪問で事案を把握し対応していくケースがあり、現在は、子どもが直接SSWへ連絡するという仕組みは作っていない。
8	<b>【学校以外の相談制度・機関】</b> 学校で十分な対応ができなかったような事案の解決を求めることができるような制度を設ける予定があるか示されたい。	学校以外の仙台市の相談機関として、「仙台市児童相談所」や「仙台市子供相談支援センター」があり、相談だけでなく、保護者も含め、課題の解決に取り組んでいる。 また、宮城県警の管轄である「少年サポートセンターせんだい」を紹介している。

### ○道徳教育の状況について

	確認・指摘事項（要旨）	関係局の考え方
9	<b>【道徳教育推進施策の状況】</b> 市教委の道徳教育推進のための施策があれば示されたい。	① 教育課程ヒアリングや教育課程訪問、授業づくり訪問の実施を通して「道徳教育の全体計画」及び「道徳科の年間指導計画」に基づく指導方法等について指導・助言する。 ② 「私たちの道徳」の計画的活用や「みやぎの先人集」等の地域に根ざした郷土資料など多様な教材を活用した道徳教育を推進するよう、指導・助言する。 ③ 仙台市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの根絶に向け学校の教育活動全体を通じて命と心を守り育む道徳教育の充実を図るよう、指導・助言する。
10	<b>【道徳教育計画のサンプル】</b> 市立中学校における道徳の全体計画、年間指導計画及び時間割を示されたい。（任意の3校程度）	○ 別紙参照 ・年間指導計画に多様な資料の活用を位置付けたもの（A中） ・生徒指導の目標等との関連を重視したもの（B中） ・学校行事との関連を意識し題材の配列を工夫したもの（C中）

○その他

	確認・指摘事項（要旨）	回 答
11	児童相談所の虐待相談の中に、学校でのいじめと関連のある案件はあるか。	虐待相談（平成 28 年度 743 件）の内容を確認したところ、学校でのいじめの加害・被害と関連性がありそうな事案は確認できなかった。